

### 4-3 生活関連施設及び生活関連経路の設定

重点整備地区内において、事業を実施すべき施設として、生活関連施設及びそれらの施設をつなぐ経路を生活関連経路に位置づけます。

バリアフリー新法における生活関連施設の定義は「高齢者や障がい者等を含む不特定多数の人が利用する施設」であり、この定義に基づいて、本構想では、以下に示す施設を生活関連施設として位置づけます。

#### ■ 生活関連施設一覧

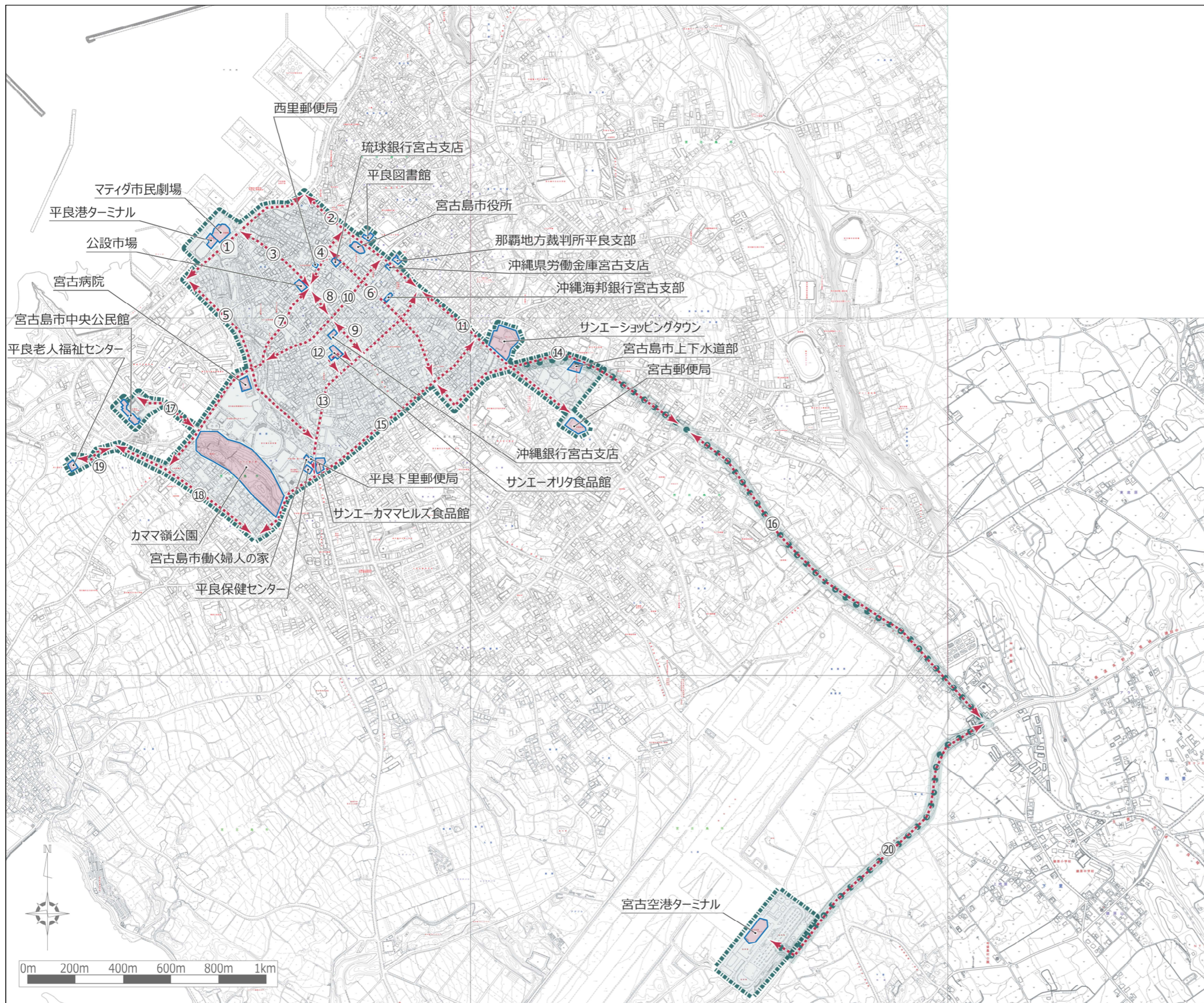
施設種類	名称
旅客施設	宮古空港ターミナル、平良港ターミナル
公共施設	宮古島市役所、平良図書館、マティダ市民劇場、宮古島市中央公民館、宮古島市働く婦人の家、平良保健センター、那覇地方裁判所平良支部、公設市場、宮古島市上下水道部、平良老人福祉センター、宮古病院
公益施設	宮古郵便局、西里郵便局、平良下里郵便局、琉球銀行宮古支店、沖縄海邦銀行宮古支部、沖縄銀行宮古支店
商業施設	サンエーショッピングタウン、サンエーオリタ食品館、サンエーカママヒルズ
都市公園	カママ嶺公園

また、バリアフリー新法における生活関連経路の定義は「生活関連施設相互間の経路」であり、重点整備地区内の歩行者の主要な動線等を考慮したうえで、経路を位置づけます。

生活関連施設、生活関連経路の位置は、次頁に示すとおりです。



■ 生活関連施設・生活関連経路図



凡例

重点整備地区区域



※重点整備地区区域内に含まれない宮古空港及び市街地を結ぶバス等については、宮古空港を特定旅客施設として位置づけることで、バリアフリー化の対象となります。

生活関連施設



生活関連経路



